



悪意を持った人々は、若者を「騙しやすい人」として標的にしています。それは社会的な経験が少なく悪質商法に対する知識をあまり持っていないからです。どんな悪質商法が存在するのかを知り、どんな手口で若者に近づいてくるのか覚えておきましょう。



- 事例 01 ネット通販の定期購入に気をつけて
- 事例 02 賃貸住宅の入退去時のトラブル
- 事例 03 マッチングアプリで知らぬ間に高額支払いのトラブル
- 事例 04 アダルトサイトのトラブル
- 事例 05 実在する事業者名・公共機関名をかたるフィッシングメールやSMS
- 事例 06 転売チケットの購入トラブル
- 事例 07 副業など儲け話のトラブル
- 事例 08 投資・ギャンブル情報などのマルチ商法に注意!
- 事例 09 中古車購入に関するトラブル
- 事例 10 お試しだけのつもりが…エステの高額契約に注意!
- 事例 11 美容医療サービスのトラブル
- 事例 12 フリマアプリのトラブル
- 事例 13 オンラインゲームのトラブル

契約のしくみ

「契約」とは、当事者が「申込み」の意思表示を、もう一方の当事者がそれに対する「承諾」の意思表示をし、意思が合致することにより、法的に保護される約束のことです（法的な権利義務関係が発生する行為）。

契約が成立すると、当事者双方には「権利」と「義務」が発生し、約束を果たさなければなりませんので、一方的にやめることはできません。

もし、「契約」を守らないままでいると相手から「契約」を守るように要求され、最終的に裁判で訴えられる可能性もあります。しかし、だまされたり、脅されたりして契約した場合や未成年者が親権者などの同意を得ずに契約した場合には、契約を取り消すことがあります。トラブルを防止するためにも、契約する前に、慎重に検討することが大切です。

契約が成立すると、契約をした当事者には、それぞれ権利と義務が発生します。



消費者の利益を守る法律

不意打ち性が高い取引については「クーリング・オフ」、長期に渡る契約については「中途解約」ができるものもあります（特定商取引法）。

また、消費者と事業者との契約では、事業者に問題のある販売手口（事実と異なることを言う、不確実なことを断定的に言う、就職や容姿等について不安をあおる、等）があった場合、消費者は契約を取り消すことが出来る場合があります（消費者契約法）。

インターネットを介する場合、事業者は「確認画面」（申し込んだ内容の確認や訂正ができる画面）を表示することが求められているので、消費者は操作ミスや勘違いで入力した内容を確認し、訂正することができます（電子消費者契約法）。

君たちの消費生活トラブル、ここに注意！

2022年4月1日から、成年年齢は「18歳」になりました。

成年年齢の引下げにより、18歳からの消費者トラブルが増加することが危惧されています。若年者に多いトラブルは、「金」（儲け話）や「美」（美容関係等）に関連すると言われています。

多くの若者が利用している「通信販売」は、クーリング・オフがありません。契約は十分に注意が必要です。特に、動画サイトやSNS上で頻繁にあがる広告を信じ込んだり、直接メッセージをやりとりして“親しくなった信用できる人”と思い込んでしまった相手から商品やサービスの勧誘を受けたりするなど、SNSを介してのトラブルが急増しています。友人や知人から突然勧誘されると、断ると失礼ではないかと困惑し、契約してしまうこともあるようです。中には、犯罪に加担するようなものを簡単なアルバイトや副業として募集しているケースもあります。「成年」になると、「学生だから、知らなかつた」と主張しても通用しません。お金に係わることについては、根拠が明確でないことや、自分で理解できないことには、簡単に同意したり、契約をしてはいけません。

未成年者の契約は取り消せます

未成年者の契約は、親権者等法定代理人の同意がない場合は取り消すことができます。取り消すと契約は初めからなかったものとみなされます。ただし、右のような場合は未成年の契約であっても取り消せないことがあります。

- ①親権者が使用を許可したお金で契約した場合（お小遣いなど）
- ②「自分は成年である」、「法定代理人の許可を得ている」等と偽り、相手を誤信させて契約した場合
- ③契約当時は未成年であったが成年となってから代金を支払った契約
- ④親権者が代金を支払った契約の場合 など。

あなたも狙われているかも！

忍び寄る悪質商法事例集

未成年者であれば、親権者の同意のない契約は取り消すことができますが、成年に達すると一人で自由に契約ができる反面、一度契約したものは、簡単に取り消すことができません。

ここでは若者が遭いやすいトラブル事例を紹介します。

事例
01

ネット通販の定期購入に気をつけて

SNSのサプリメントの広告を見て無料の試供品と思い申し込んだ。ネット上の評判が悪くキャンセルした。商品が届き初回は無料だと思い放置していたら、その後も同じ商品が届き、最近、督促状が届いた。

- ※1 対象となる顧客の行動履歴を元に、顧客の興味関心を推測し、ターゲットを絞ってインターネット広告配信を行う手法。
- ※2 Secure Sockets Layerの略。インターネット上でデータを暗号化して送受信できる仕組みのこと。(例)「http」→「https」となっているか?「鍵マーク」が表示されているか?

トラブル解説

・「初回無料」や「格安」とあっても定期購入が条件となっているケースが多くトラブルになります。また、ターゲティング広告(※1)は短期間だけ掲載され、トラブル発生後に詳細を確認しようとしても広告そのものが見られないこともあります。

・「いつでも解約可」と表示された「定期購入」の広告もありますが、中には「特別割引クーポン」などを利用することにより、回数縛りのある契約に変更されていたという事例もあり、注意が必要です。

対策アドバイス

- ・通信販売はクーリング・オフ制度がないので、購入する前に連絡先・返品特約を確認しましょう。
- ・スクリーンショットなどをを利用して広告や最終確認画面を保存しましょう。
- ・「最終確認画面」に必要な項目(①分量、②販売価格、③支払いの時期・方法、④引渡・提供時期、⑤申込みの撤回・解除に関する事項、⑥申込み期間(期限のある場合は表示することになります))が記載されているか、契約前にしっかり目を通しましょう。
- ・決済画面が「暗号化(SSL)(※2)」に対応しているかも参考にしましょう。



暗号化(SSL)(※2)



事例
02

賃貸住宅の入退去時のトラブル

1 新築の賃貸アパートを見つけ契約内容を確認すると、初期費用として退去時のカードキー設定料や水回り清掃料を支払うことになっているが納得できない。

2 4年間居住の賃貸マンションを退去した際、クリーニング代や床ワックスのはがれ、壁紙やクッションフロアの補修など様々な名目で10万円を請求された。家賃1ヶ月分の敷金6万円は戻らず、さらに4万円も払うことになる。納得できない。

トラブル解説

国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では退去する際の、借主の原状回復費用は、借主の故意や過失、通常の使用方法を超える使い方によって発生した損耗や毀損についてのみとなっています。しかし、借主が付けたものではない傷の補修や、次の入居者を確保するためのグレードアップ費用を請求される等のトラブルが寄せられています。また、ガイドラインによると借主の負担は、建物や設備等の経年劣化を考慮し、年数が多いほど負担割合を減少させることが適当とされています。

対策アドバイス

- ・契約書や重要事項説明書には、入居時や退去時にかかる費用など、重要なことが書かれています。契約する前に十分に説明を聞き、内容をよく確認しましょう。
- ・退去時のトラブル防止のために入居時と退去時に、借主・貸主双方が立ち会って物件の状況を確認することが望ましく、入居時にチェックリストを作成し写真を撮っておきましょう。



事例
03

マッチングアプリで知らぬ間に高額支払いのトラブル

1 SNSの広告で見つけた副業サイトに登録した。内容は「相談にのると2千万円の報酬がもらえる」との事だった。報酬をもらうには、相談相手と個人情報のやり取りが必要で、その際のポイント購入をさせられた。ポイント購入は何度もしなくてはならず3日間で総額約30万円にもなってしまった。クレジットカードや消費者金融で現金を借りて振込んだが全く報酬は得られず、ネットで調べるとマッチングアプリ(出会い系サイト)である事が分かり、騙されたと気づいた。返金してほしい。

トラブル解説

「高収入が得られる」「財産を譲りたい」等のメールや広告、副業情報サイトがきっかけとなり、出会い系サイトに誘導され、報酬をもらうためのやり取りに必要なポイントを次々購入させられたという相談が寄せられています。SNSや広告から直接登録画面等に案内されることが多く、「出会い系サイト」に登録したという認識がないままトラブルに遭うケースがあります。

対策アドバイス

- 面識のない人物からのSNS等のネット上での誘いには応じず、おかしいと感じたら、すぐに消費生活相談窓口へ相談しましょう。
- 決済方法によっては決済の取消を主張する事が可能な場合があります。スマートフォンやパソコンに届いたサイト運営業者や相手とのやり取りした画面やメールを保存(スクリーンショット等)し毅然と関係を絶ちましょう。さらにクレジットカードなどの支払いの記録も保存しておきましょう。



事例
04

アダルトサイトのトラブル

1 スマホで誤ってアダルトサイトを開いたら登録完了画面になった。取り消そうと先方に電話したところ「請求は40万円だが、キャンペーンで今日中に払えば19万円になる。コンビニで電子ギフト券を買って番号を送るよう。」と言われた。

2 高校生の息子がタブレットで無料のアダルト動画を検索し再生しようとしたところ「カチャ」と音がしてカウントダウンが始まり、自分のIDが表示されたり、高額な請求画面が表示された。「誤作動の場合はこちら」と書かれたボタンも表示の中にあった。押したほうがよいか。

トラブル解説

インターネットのサイトの中には、広告やバナー、画面等をタップしただけでアダルトサイトに移動したり登録完了画面が表示されたりするケースがあります。また、無料のアダルトサイトだと思い動画再生ボタンをクリックすると登録完了になるケースもあります。事例のように「シャッター音が鳴る」「カウントダウンが始まる」等、消費者を不安にさせて連絡をさせるためのボタンに誘導し、電話をかけさせて高額な料金を支払わせる手口です。

対策アドバイス

- サイトにアクセスしただけでは申し込みをしたことにはならず、契約が成立していない場合がほとんどです。請求された料金を支払う必要はありません。
- たとえ脅迫まがいのメールや電話がきても、業者に絶対に連絡せず、無視しましょう。しつこい時は、着信拒否やメールアドレス・電話番号の変更も検討しましょう。
- 請求画面が消えない場合は、ウイルスに感染している場合があります。対応方法は(独)情報処理推進機構(IPA)のホームページを参考してください。

事例
05

実在する事業者名・公共機関名をかたるフィッシングメールやSMS

国税庁から「税金が未納のため電子ギフト券で支払うように」とSMSが届いた。コンビニで電子ギフト券を買ったが、詐欺ではないか。

トラブル解説

実在する事業者名(宅配便業者、携帯電話業者、クレジット会社等)や公共機関名をかたり、「料金未納のため使用できなくなっている」「不正アクセスがあつたので連絡をするように」等の内容によって、記載されているURLへ誘導し、本物のようなニセサイトや入力画面へアクセスさせることにより、個人情報やクレジットカード番号、パスワード、ID等を入力させようとするものです(フィッシング)。

対策アドバイス

本物の事業者や公共機関の公式サイトでは、このようなメールやSMSを信用しないよう注意喚起しています。
記載されているURLに直接アクセスしたり、電話をかけたりしてはいけません。
不安な場合には、公式サイトにある連絡先へ問い合わせたり、消費生活相談窓口へ相談しましょう。

事例 06

転売チケットの購入トラブル

アーティスト名でコンサートチケットを検索し、一番上に表示されたサイトが公式サイトと思い、クレジット決済で申し込みをした。後日、クレジットの明細書をみると決済額よりも1万円以上も高額な金額になっていたので不審に思い調べてみると、チケットを購入したのは転売サイトで省庁からも注意喚起されている事業者であることがわかった。コンサートは、転売サイトで購入したチケットでは入場できない旨の記載がされている。

トラブル解説

転売仲介サイトの広告が検索結果の上部に表示されたり、転売仲介サイトであることがわかりにくかったりして、消費者が公式チケット販売サイトと誤認することがあります。チケットの残り枚数や制限時間のカウントダウンが表示され、購入を急かされることもあります。

対策アドバイス

公式サイト以外のサイトで購入したチケットでは入場を認めないというルールを設けているイベントが多いので、購入前によく確認しておくことが必要です。サイトの表記が日本語でも、海外事業者が運営するサイトの場合もあるので注意しましょう。

事例 07

副業など儲け話のトラブル

- 動画共有SNSで「副業で簡単に稼げる、あなたに合う副業を診断」との広告を見て、メッセージアプリに登録した。「メールで人の相談に乗るだけで儲かる。」という内容の副業で、実際にやってみたが、高額な報酬を得るのに、課金しなければならず、数十万円もクレジットカードで支払ったが、報酬も得られなかつた。
- 画像投稿アプリで「無料で物販の転売ビジネスができる」という内容が気になって、投稿者へ連絡した。投稿者から転売ビジネスを紹介してもらい、上位者とも話をやってみたいと思ったが、初期費用が50万円もかかるので、高額で支払えないと伝えると、指定された消費者金融3社の申し込みを勧められ、借りたお金で代金の支払いをしてしまったが、解約したい。

トラブル解説

SNSや動画投稿アプリを通して、簡単に儲かるという広告や体験談、DM等により興味をもって連絡をすると、「誰でも簡単に儲けられる。支払いにクレジットカードを使ったり、消費者金融から借り入れて代金を支払っても、すぐに取り返せる。」と勧誘されます。しかし、実際には儲けられずに、借金だけが残ります。

中には、信用情報機関に記録されるのを避けるために、1日のうちに複数の消費者金融などから借入を強要されることもあります(クレ・サラ強要商法)。

対策アドバイス

SNS等インターネットを介して知り合った人が実在するか、簡単に副業が儲かるかはわかりません。手元にお金がなく、返済していくる確証もないのに、クレジットカードで支払ったり、消費者金融で借金をして代金を支払っても報酬がなければ後で残るのは借金のみです。うまい話はありません。十分注意しましょう。

COLUMN

不要な契約は お金がない と言わずにキッパリ断ろう!

大学やSNSなどで知り合った友人・知人から「お金もうけ」に関する話について聞きに行こうと誘われてついでいくと、販売業者から投資などの「お金もうけ」に関する高額な商品やサービスの説明・勧誘を受けることがあります。「お金がない」と断っても、販売業者は「お金がなければ借りればいい」「儲かるので借金はすぐに返済できる」などと、消費者金融から借金をするように持ちかけ強引に契約を迫ります。断り切れず借金をして、不本意な契約をしてしまうことを防ぐため、強引な勧誘を受けても「いりません」とはっきり断りましょう。

- 「お金が支払えない」という断り方はダメ!
「いりません」「契約しません」ときっぱりと断りましょう!

借錢をしてまで契約をする必要はありません!

借錢の使用目的などに対して、

- 「留学や引っ越しの費用にするとウソをつけば学生でもお金が借りられる」と勧められる場合もありますが、そのような誘いを信用してはいけません。

- 不安に思ったり、困った時は恥ずかしいと思わずすぐに近くの消費生活相談窓口等に相談してください。

断る!!



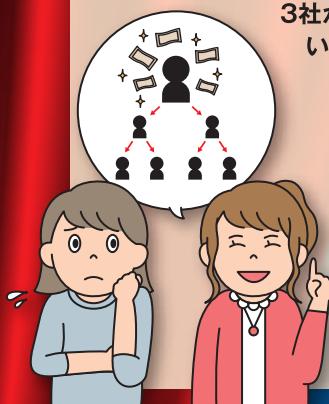
No

事例

08

投資・ギャンブル情報などのマルチ商法に注意!

1 SNSで知り合った男性と投資に詳しいと言う人から「暗号資産を購入すれば、1ヶ月10%ずつ増えて儲かり、11ヶ月後には現金としておろせる」さらに「誰かを誘って入会すればマージンがもらえる」と言われた。お金が無いと伝えたが、消費者金融から借りるよう言われ、消費者金融3社から70万円借りて支払った。返済が大変で解約したいと伝えたが対応してくれない。



2 元バイト仲間の友人に、カフェに誘われ、海外ギャンブルに詳しいという人を紹介されて「海外スポーツの勝てる試合の情報がSNSで配信される、賭けたら儲けられる」と勧説された。「入会金は30万円」と言われ、「支払いが不安だ」と伝えたら、「人を紹介すれば7万円のマージンを受け取れる」と言われた。情報は届くが実際は赤字であり、勧説すると周囲から嫌がられるので解約したい。

トラブル解説

商品やサービスの販売員として個人を勧説し、次の販売員を勧説すれば収入が得られるとして商品やサービスの契約をさせ、販売組織を連鎖的に拡大する取引を連鎖販売取引と言います。マルチ商法、ネットワークビジネスとも呼ばれます。儲かることを強調されますが、契約内容を十分に理解できないまま契約させられるケースがあります。



対策アドバイス

・友人からの誘いであっても必要のない場合はきっぱりと断りましょう。また友人を勧説する事により周囲を巻き込んで人間関係を壊してしまう恐れもあります。
・連鎖販売取引に該当する場合は、クーリング・オフ期間内(20日間)であれば、契約を解除することができます。期間経過後も、一定の条件であれば、中途解約も可能です。

ボロッ…



事例
09

中古車購入に関するトラブル

1 先週、中古車販売店で車の写真を見て注文した。その時はまだ支払いの方法は決めておらず、ローンの審査だけ進めてもらった。その後、実車を確認しに行ったところ、傷が多くだったので、キャンセルか車両変更を依頼した。一週間後、来店するようにと言われたので店に行くと、「冬タイヤを手配済みなので、キャンセルするならキャンセル料が10%かかる。」と言われた。

2 未成年の息子が、中古車をネットで探し販売店とメッセージアプリでやり取りしてローンの審査もした。ローンの審査が通り用紙が届いて、金額を確認したところ、当初30万円と言われていたのに、整備や車検費用を含め70万円になっていた。息子が電話でやめる旨を伝えたところ「やめるなら、整備費用、キャンセル料を請求する。払わないと訴訟する」と言われた。

トラブル解説

(一社)日本中古自動車販売協会連合会の標準約款では「契約の成立時期」に関して現金売買の場合は、「登録」、「修理・改造・架装」、「引渡し」のうち最も早い日とされ、ローンの場合は、約款により定められています。事例のような根拠のない高額なキャンセル料を請求される等の相談が多く寄せられています。契約成立前であれば、実損金を払うことで解約できますが、契約成立後には一方的な解約はできず、キャンセル料(合理的な額)の負担が必要となります。



対策アドバイス

・中古車といつても自動車は決して安い買い物ではありません。契約に際しては、表示内容(走行距離や修復歴、保証の有無など)や契約の成立時期や条件について書面で確認し、十分な説明を受けたうえで、慎重に検討しましょう。

・未成年者が親権者の同意を得ずに契約した場合は、「未成年者契約の取り消し」が可能です。しかし、未成年であっても自ら年齢を18歳以上と偽って契約をした場合などは取り消すことが出来ません。

続けるべきですよ!
オススメの
コースかあって…

事例
10

お試しだけのつもりが…エステの高額契約に注意!

5日前に500円の脱毛エステのお試しコースを受けに店舗へ行った。終了後、料金を支払い帰ろうとしたら色々勧められ帰りにくくなり、脱毛エステの半年コース17万円と、ケア用の化粧品を4万円で契約してしまった。さらに、会員登録に2万円もかかり、よく考えると高額で解約したい。

トラブル解説

安価でエステを体験できるという広告等をみたり、知人から誘われたりして、店舗へ出かけたが、体験後に高額なエステや化粧品などをしつこく勧説され契約してしまったなどの相談が寄せられています。



対策アドバイス

・エステや医療機関での脱毛の施術は、その期間や金額によって「特定商取引法」の「特定継続的役務提供」に該当するため、クーリング・オフ期間内であれば、契約を解除することが出来ます。また、クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても中途解約が可能です。
・不要な勧説であれば、きっぱり断りましょう。場の雰囲気に流されず、その場で契約をしないことが大切です。



事例 11

美容医療サービスのトラブル

医師がいるから
丈夫!



美容クリニックでレーザー照射の全身脱毛を契約した。皮膚が弱く、いきなり全身は不安なので部分脱毛で何度か試したいと伝えたところ、担当者に「当院では皮膚が弱い方にも薦めているので大丈夫、医師が状態を確認しながら施術しますから」と言われ、全6回コースを医療ローン(目的ローン)を使って契約した。1回目の施術後、全身の皮膚が赤く腫れた。解約したいと伝えたら、1回分の施術料と解約手数料を差し引いて返金すると言われた。

*①脱毛 ②にきび・しみ・そばかす・ほくろ等の除去
③肌のしわのたるみ取り ④脂肪の溶解 ⑤歯の漂白

トラブル 解説

「美容医療」とは美容目的で行う医療サービスのこと、健康上はする必要がなく、急ぐ必要もない施術です。多くの場合が保険適用外の自由診療で、その内容と費用が医療機関により異なります。事例のように、施術の手軽さを強調され消費者がリスクや副作用を十分理解できないまま契約し、トラブルになるケースがあり、注意が必要です。



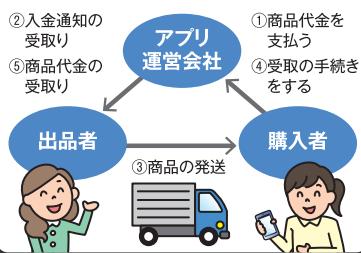
対策 アドバイス

- ・ホームページの情報を契機とするトラブルが多発していることから厚生労働省より「医療機関ホームページガイドライン」が示されています。
- ・広告等の情報をうのみにせず、施術内容、価格、リスクや施術結果の見通し等について、医師から十分な説明を受けた上で、慎重に判断をすることが重要です。
- ・一部の美容医療(※1)は、クーリング・オフ等が可能ですが、トラブルになった場合は、速やかに消費生活相談窓口に相談しましょう。

事例 12

フリマアプリのトラブル

支払いの流れ



ブランド物の財布をフリマアプリで購入した。届いた物はニセモノだったので出品者に苦情を伝え返品したが、出品者が手続きをしてくれないためフリマアプリ運営会社から返金されない。

トラブル 解説

オンライン上でフリマーケットのように売買を行えるフリマアプリは、品物の代金を運営会社が購入者から預かり、品物到着後に出品者に支払う仕組みになっています。フリマアプリは手軽に利用できる一方、万一本物が発生しても個人間取引のため解決は原則当事者間の話し合いになります。



対策 アドバイス

- ・規約をよく読み、出品者が設定した条件を確認してから慎重に検討しましょう。
- ・運営会社を介さない直接取引には絶対に応じず、追跡が可能な発送方法を選択しましょう。

事例 13

オンラインゲームのトラブル

1 息子がスマホのオンラインゲームを利用し、無料だと思ってアイテムを購入していたらクレジットカード会社から58万円の請求が届いた。以前に音楽をダウンロードした際にカード番号を入力した事がある。請求を取り消してもらいたい。

2 フリマーケットサイトで自分が遊びたかったアクションゲームのデータが3万5千円で売っていたので、データを売ってもらうために購入したが、その後相手と連絡が取れなくなりデータをもらえなかつた。

トラブル 解説

- ・オンラインゲーム等の基本無料のゲームであっても、ゲームを面白く有利に進めていく上で、アイテム等を購入させる課金システムを導入している会社がほとんどです。
- ・一般的に、オンラインゲームはデータの売買(RMT)を利用規約で禁止しています。
- ・フリマーケットサイト等でRMTが行われているケースがありますが、多くのサイトでは禁止行為としています。
- ・RMTでお金支払ったのにデータがもらえなかった、ゲームにログインが出来なかった等のトラブルが増えています。



対策 アドバイス

- ・ゲームを始める前に、利用の仕方やお金の使い方、アイテム等の決済方法を保護者の方はよく確認しましょう。
- ・使用者が未成年者だと主張しても親のクレジットカードを利用してしまった場合、親がカードの名義人としての管理責任を問われ、支払いを求められるケースもあります。
- ・ゲーム事業者は、利用規約違反をしているユーザーだと判断した場合、そのアカウントを利用停止などの対応をとるケースがあります。利用規約をしっかりと確認しましょう。
- ・不正ツールやチート等の違法行為を行った場合は、罰せられるケースもあるため絶対に行わないようにしましょう。

10連ガチャ
おまけ付き



確率
超アップ
5%
6%

06

若者よ、かしこい消費者を目指せ!!

もしも、被害に遭ってしまったら…

クーリング・オフ制度

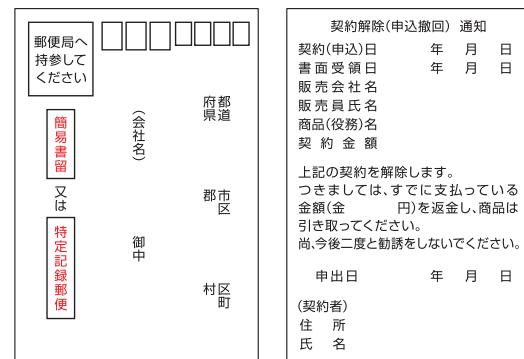
訪問販売や電話での勧誘など不意打ち的な販売で契約をしてしまった場合でも一定期間内であれば消費者は理由を問わず契約を解除することができる制度です。8日間以内(マルチ商法などは20日間)であれば無条件で契約を解除することができます。

クーリング・オフは書面だけではなく、電子メール、FAX、ウェブフォーム等の電磁的記録による通知も行うことができます。契約書に具体的な通知方法が記載されている場合は、それらを参照した上の通知となります。送信メールやウェブフォームのスクリーンショットを証拠として保存しておきましょう。

取引内容	販売方法	期間
訪問販売	店舗以外での契約、アポイントメントセールス・キャッチセールス	8日間
電話勧誘販売	電話で勧誘を受けた契約(電話をかけさせられた場合も含む)	8日間
連鎖販売取引	店舗での契約を含む、いわゆるマルチ商法(中途解約・返品ルール有り)	20日間
特定継続的役務提供	店舗での契約を含む7業種(エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療)(中途解約権有り)	8日間
業務提供誘引販売	店舗での契約を含む、いわゆる内職・モニター商法	20日間
訪問購入	店舗以外の場所で、事業者が消費者から商品を買い取る契約	8日間

※通信販売には「クーリング・オフ」はありません。

●書面で通知する場合…はがき記載例



- 書面の両面をコピーして保管しておきます。
- 「簡易書留」又は「特定記録郵便」で送付します。
- クレジット契約している場合は、クレジット会社に送付の上、念のため販売会社にも送付してください。

道民の消費生活の安定と向上のために

北海道立消費生活センター案内

北海道立消費生活センターでは、消費者トラブルに関する相談を受け付けている「消費生活相談」のほか、消費者の苦情などによる生活用品の品質や食品の安全性を確かめる「商品テスト」を行ったり、消費生活に関する消費者教育啓発講座を開催しています。また、施設見学も随時受け付けていますので、お気軽にご利用ください。

北海道立消費生活センター
相談専用電話

受付時間 平日／午前9時～午後4時30分
050-7505-0999

消費者ホットライン

いやや いや 「嫌や!」泣き寝入り

お近くの消費生活
相談窓口をご案内

消費者被害防止メルマガ
消費者ほっとメール

北海道のメールマガジン
検索
発行：北海道環境生活部くらし安全局 消費者安全課

「ホットな」関連
情報配信中!



編集・発行 北海道立消費生活センター (指定管理者:一般社団法人北海道消費者協会)
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟

困ったときは、ひとりで
悩まず相談しましょう！



開館時間 午前9時～午後5時
相談受付 午前9時～午後4時30分
※土日・祝日・年末年始
(12月29日～1月3日)は休館です。
アクセス J R … 札幌駅南口から徒歩10分
地下鉄…南北線・東豊線「さっぽろ」駅から
徒歩10分